

令和3年12月9日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和3年12月9日（木曜日）

---

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君  
副委員長 平吹俊雄君  
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君  
福田淑子君 千葉一男君

---

欠席委員（なし）

---

委員外議員 我妻 薫君  
議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐藤 俊幸君  
企画財政課長 佐野 仁君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 今野 正祐君  
事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

---

令和3年12月9日（木曜日） 午前9時30分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会12月会議について

- 1) 議案等について

報告 1 件

議案 17 件（条例 8 件、補正予算 7 件、その他 2 件）

2) 一般質問の発言順序について 5 人

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 12 月 14 日（火）から 16 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

○委員長（村松秀雄君） ただいまから、議会運営委員会を開きます。

どうもお疲れさまでございます。今日朝から天気がいいようでございますけれども、12月入っての今年の最後の議会ということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

世間では、オミクロン株、変異株が第4例目ということで昨日発見されました、国内でね。まだ新型コロナウイルスに関してもまだまだ、宮城県はちょっと1週間に1人とか、連続8日なしというふうな状況ではございますけれども、気をつけてまいりたいと思います。

では、座って始めたいと思います。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速ですが、3番議長からの諮問、美里町議会12月会議についてということで、1) 議案等について、報告1件、議案17件がありますので、ただいまから執行部の説明を求めたいと思います。

本日は総務課長と企画財政課長に出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 皆様、おはようございます。来週からの12月会議、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速、座って説明をさせていただきます。

まず、報告1件でございますが、議案書のほうは1ページ、資料編も1ページとなっております。

報告第19号専決処分の報告についてであります。

こちらの専決処分につきましては、町営住宅家賃の支払いの請求に関する訴え提起前の和解に係る専決処分でございます。

本件につきましては、債務者は町内在住の女性で、未納額は令和2年度以降の町営住宅家賃16万668円となっております。交渉経過につきましては、町営住宅入居許可取消兼明渡し請求予告通知書を送付していた債務者から、未納している家賃について一括での納付が困難であることから分割納付を希望する旨の相談が町にありました。町では今後徴収するに当たって、分割納付を認めることが有利であると判断し、訴え提起前の和解をすることを条件といたしました。その後、債務者と別紙資料のとおり和解することで合意を得ることができましたことから、令和3年11月9日に訴え提起前の和解について古川簡易裁判所に申立てを行ったところであり

ます。それで、令和3年11月29日に和解が成立いたしました。この11月29日の和解に先立ちまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告をいたすものでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 専決処分でございます。訴え提起前の和解についてということで、住宅の賃料の件でございました。これについて、何かありますでしょうか。なければ、次参りたいと思います。

議案第33号美里町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは議案のほうの御説明に入らせていただきます。

議案書4ページでございます。資料編は2ページでございます。

議案第33号美里町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行され、南郷地域が一部過疎に該当したことに伴い、過疎地域持続的発展市町村計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、当日税務課長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 過疎地域の固定資産税課税免除ということで、条例が出ております。これについて何かございますでしょうか。副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） 町内でこれに該当する会社というのはあるんですか、その辺は分からないですか。

○委員長（村松秀雄君） 町内で該当する事業所なりということなのですが、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案書の122ページをちょっと御覧をいただきたいのですが、こちら過疎計画になっていますけれども、この一番下に（4）産業振興促進事項の1というところで、産業振興促進区域および振興すべき業種が載っております。南郷地域の製造業、情報サービス業等、農林水産、物販業、旅館業、こちらの業種につきましては基本33号の提案する条例におきましては、この中で製造業または旅館業の資本金の額が5,000万円から1億円、1億円超ということで、あとは情報サービス、農林水産業、物販が500万円ということで、こういう規定になっておるわけですが、該当するかどうかというのにつきましては、この事業者があるか

どうかといったお話でしょうか。（「そうだよ」の声あり）事業所は当然あってということを前提に……

○副委員長（平吹俊雄君） これはでも、南郷地域だけに該当するわけですか。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうなんです。

○副委員長（平吹俊雄君） だから考えてみると、そのくらい大きい会社あるかなと思えば、あるんだね。

○委員長（村松秀雄君） 具体的にはではなくて、存在するかしないかというだけでは、存在している。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうです、存在していることを前提に……

○副委員長（平吹俊雄君） 何軒だかは分からないわけだ。

○委員長（村松秀雄君） それは中見ないと。

○副委員長（平吹俊雄君） 軒数は、事業数は。

○委員長（村松秀雄君） 副委員長、軒数については質疑のほうで聞いていただければ。十分専門家が答えると思いますので。

○副委員長（平吹俊雄君） じゃあいいです。（「委員長いいですか」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 1点だけ確認させてほしいんですが。

これ地域限定なものですから、旅館業というのものもあるんですよ、ただ現時点で南郷地域からすれば、土田畑村しかないのさ。ただ土田畑村の場合は公的施設ですよ、だから今後例えば、例えばの話ですよ、そういう過疎地域の発展計画でこれからいろいろ出てくると思いますが、そういう土田畑で例えば設備投資をしたからっていったって、これには該当しないということだね、当然。その確認だけ。

○委員長（村松秀雄君） 宿泊施設ということで、土田畑村の対象はどうなのかと、これに入ってくるのかと。（「入ってくると思うんだけどね」「起債事業とか何とか修繕とか」「固定資産税だから」「後からの発展計画は別だよ」の声あり）固定資産税について、土田畑村が減免対象となり得るのかというところがございますが。はっきりしない。

暫時休憩します。

午前9時41分 休憩

午前9時44分 再開

○委員長（村松秀雄君） ではただいまの吉田委員の質疑につきましては、確認をお願いしたい  
と思います。ほか、ございますでしょうか。鈴木委員。

○委員（鈴木宏通君） 休憩でお願いしたいんですが。

○委員長（村松秀雄君） はい、休憩します。

午前9時44分 休憩

---

午前9時52分 再開

○委員長（村松秀雄君） じゃあ、再開します。

議案33号と後の48号の計画ですね、過疎に関する持続化の計画、こちらの関連があるので、  
議案としては同日議案で問題ないと、提出は問題ないということですが、審議の順番として、  
これは議会運営委員会の中で判断して構わないということでございますので、皆さんいかがし  
ましょう。計画を48号を先にするか、審議ですね審議の順番、33号このとおり番号どおりにい  
くのか、その辺いかがでしょうか。御意見はありませんか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 議案33号については、過疎地域持続的発展市町村計画に基づくとありま  
す、この計画が先に、私はきちっと可決してから、それに基づくものだと思うので。この計画  
を先にすべきだと、順序、それは誰でもが納得いくと思うんです。

○委員長（村松秀雄君） 今、福田委員は48号の計画のほうを先にして、33号の理由の中にも過  
疎地域持続的発展市町村計画に基づくということでありますので、やはり計画を先に審議をし、  
その後条例に入るという御意見がありました。いかがでしょうか。

では意見ないようでございますので、福田委員のお話のとおり、48号を、計画を先にし、33  
号の条例を次に回すという議案の審議順番でよろしいでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） それに何も特別な異論はないんだけど、その持ち方なんだよな。結  
局33を48の後ろにずらすんだか、33の前に48を先に持ってくるんだか、そこまで、移動させる  
ということになれば、そこまで議運できちっと確認しておかないと。

○委員長（村松秀雄君） ただいま吉田委員から、48というのは後ろのほうでございますので、  
33を48の後に持ってくるか、33の前に持ってくるかということですね。最初のほうか後のほう  
かと、関連して続けてやったほうがいだろうという御意見でございました。

どちらでも結構なんですが、皆さんはどう思いますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 私は前に持っていくべきだと思います。そうでないと、この市町村計画

に基づくの後に持ってくれば、この順になっていいというふうになると思いますので。

○委員長（村松秀雄君） 違うよ、48の次に33じゃなくて、前のほうにね、先頭に持ってくると  
いうね。

○委員（福田淑子君） 可決して、それでそれに基づくんだとなれば、生きてくる。

○委員長（村松秀雄君） ですから、審議として最初にするか後にするかというだけのことね、  
順番としてだよ。大きな流れとして。一番最初に、報告第19号の前に、48号を持ってくると。

（「報告の後」の声あり）

○委員（福田淑子君） 報告の後です。

○委員長（村松秀雄君） 報告の後に持ってくるということで、福田委員の意見はよろしいです  
ね。

○委員（福田淑子君） そうです。

○委員長（村松秀雄君） ただいま福田委員から48号を議案第33号の前と、2つ目ですね、報告  
第19号の間に入れたほうがよろしいのではないかという御意見でした。これについては何かご  
ざいますか。

なければ、先に計画のほうを議案第48号を、審議の順番として2番目ということで、報告第  
19号と議案第33号の間に入れるということでもよろしいですね。

何も御意見ないようでございますので、そのとおりとさせていただきます。

○委員（千葉一男君） ちょっといいですか、聞きたいんですけども。

○委員長（村松秀雄君） 千葉委員。

○委員（千葉一男君） いいですか、休憩でね。

○委員長（村松秀雄君） はい、休憩します。

午前9時58分 休憩

---

午前10時17分 再開

○委員長（村松秀雄君） じゃあ、再開をいたします。

ただいま議案33号と48号、計画のですね、順番について先ほど審議をいたし結論を出してい  
ただきました。ただ皆さん休憩中にいろんな御意見をいただきましたけれども、順番について  
は議会運営委員会の中で変更可能ということでもございましたので、先ほどのとおり19号の後に  
48号を計画を持ってきて、33号の条例ということで進めたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。



では、中身に入りたいと思います。33号については別にチェックする確認するところがございますか。

なければ、議案34号に入ります。国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第34号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が6ページ、資料編は4ページを御覧ください。

こちらの提案理由につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の特例の適用期間を令和4年度まで延長するものでございます。

当日、詳細につきましては税務課長のほうから御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 34号議案ですが、国民健康保険税の一部改正でございます。これについて、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）はい、よろしいですか。

では、次参ります。議案第35号美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第35号美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が9ページ、資料編は20ページとなります。

こちらの提案理由につきましては、修学意欲のある学生及び生徒であって、経済的理由により学資の確保に困難がある対象者が、健康上支障があることを理由に奨学資金を貸し付ける対象者とならないことは適切でないことから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育委員会のほうから当日御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについては、1条中の健康上支障がなくという部分を字句を削るということでございます。いかがでしょうか、何かありますか。福田委員。

○委員（福田淑子君） この健康上支障がなくという部分については、皆さんに知っておいてい

ただきたいんですけども、議会懇談会の中で町民の方から言われて、それが生きた形ということで大変よかったかなと思います。お見知りおきを。

○委員長（村松秀雄君）　ということで、議会懇談会の中で町民の方の意見があり、それが反映されたものであるというふうに捉えるということでございました。

では、なければ、次。（「休憩いきます」の声あり）

はい、休憩します。

午前10時22分　休憩

---

午前10時24分　再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をします。

たった今、鈴木委員のほうから議案第35号の資料20ページにつきまして、概要の中に「健康上支障があること」という字句があり、議案と整合性がないということで指摘がございました。これについて、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君）　今お話を頂戴しました20ページの議案第35号資料の部分でございますが、こちら概要欄記載されている内容が誤りでございます。大変申し訳ございません。正しくは、目的規定中「健康上支障がなく」を削りというふうになるべきものでございます。こちらにつきましては大変申し訳ございませんが、このページの差し替えということでお願いをできればと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君）　ただいま総務課長から、資料の20ページの差し替えをお願いしたいということでございます。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、これ議案当日なので2日目の午後か3日目の朝かという形になろうかと思いますが、差し替えのタイミングとして2日目でも、1日に一般質問がありますので、そのとき事務局長のほうから連絡をしていただき、2日目の朝で、持ってこない人もいるものね、2日目の朝に控室で差し替えをするという流れでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ、そういうふうに御手配をお願いいたします。

続きまして、議案第36号に参ります。美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君）　続きまして、議案第36号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

こちら議案書は10ページ、資料編は22ページでございます。

健康保健法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、町民生活課長のほうから当日御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 議案第36号については、出産一時金の増額でございます。これについて、何かございますでしょうか。

なければ、次、参ります。議案第37号美里町公園条例の一部を改正する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 次に、議案第37号美里町公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は11ページでございまして、資料編は24ページでございます。

こちら、住民福祉の増進に寄与するため十王山公園を設置するとともに、利用者の少ない化粧坂チビッコ広場ほか6公園を廃止したいことから、所要の改正を行うものでございます。

当日、建設課長のほうから詳細を御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 公園条例の一部を改正する条例で、十王山公園が新たに追加されると、廃止されるチビッコ広場というところが7か所あるということでございます。これについて、何かありますでしょうか。（「休憩」の声あり）

休憩します。

午前10時29分 休憩

---

午前10時31分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

○委員（千葉一男君） ほかの公園も……、根拠が感覚のような説明がありましたけれども、やることについては私は特に問題はないと思うけれども、住民に対する説明だけはちゃんとやっておいてもらいたい。ほかの公園なんか調べても古い一般の都市公園だって利用が物すごく悪いんです、現実ですね。だから、チビッコ広場なんていうのはあるのか分からない、草ばっかり生えているところもいっぱいありましたので、私見たときは。だから、そこを今まで使っている人たちのところに対する説明をきちっとぜひお願いをしておきたいなというふうに思います。議長が言ったのとダブるんですけども、特にそれだけお願いします、それだけです。

○委員長（村松秀雄君） ただいま千葉委員のほうから、使用者への説明は丁寧にということでございますが、その辺はどうでしょうか。それは質疑でございますね。はい、ということで、丁寧にしなさいという御意見でございました。あと詳しいことは、建設課長が御答弁するようでございますので、よろしく願いいたします。

ほか、よろしいですか。

では、議案第38号地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、議案第38号でございます。

議案書は12ページでございます。資料編は28ページからを御覧ください。

美里町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

総務省令の改正を受けて速やかに条例を改正するよう提案するべきでありましたが、今回の提案となりましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、税務課長のほうから、当日御説明申し上げるものとなっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 地域経済の総務省令が、3月31日に公布されたので今年の4月1日から施行なんです、遅いことをおわび申し上げますという総務課長のお話でございました。これについて、何かございますでしょうか。

総務課長、これ離島振興法に基づくものなんです、対象として本町ではあるんでしょうか。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） こちらが、省令等の一部を改正する省令となっております、この離島振興法が直接根拠になっているかどうかはちょっと不明なところなんです、こちらの提案理由にありますように、離島振興法第20条の云々の省令等の一部を改正する省令に基づいて今回行われているということでございまして、この該当部分が何に基づくかについては今お答えするのは大変難しいところです。

○委員長（村松秀雄君） その辺ね、本町で対象となり得る場所があるのかどうか、その辺詳細に調べていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

条例として出されるということは対象があるということと捉えますので、その辺、出てきた経緯も含めまして、詳細に調べていただきたいと思います。

ほかございませんでしょうか。

なければ、議案第39号にいきたいと思います。美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは次が、議案第39号でございます。美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が13ページ、資料編が31ページでございます。

町内における企業の立地促進を図るため、緑化促進奨励金に係る緑地面積割合の緩和を行うことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業振興課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。では、議案第39号緑化促進奨励金に係る緑地面積割合の緩和ですね、これについて何かございますでしょうか。これについては何かございますか。

なければ、次、議案第40号美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例のトレーニングセンターのトレーニング室の件でございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 続きまして、議案第40号美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が14ページ、資料編は33ページからでございます。

こちらの提案理由につきましては、会議利用に供してきた美里町トレーニングセンターのトレーニング室を、トレーニングマシナー式を利用した体力向上及び健康増進のための利用に供することとしたいことから、トレーニング室の使用料の改正を行うものであります。

また、美里町スイミングセンターの25メートルプールのコースを団体貸切り使用する場合の使用料を見直したいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、まちづくり推進課長のほうから当日御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 美里町スポーツ施設条例の一部改正でございましたが、トレーニングセンターの部分でございます。これについて、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。

では、なければここで暫時……（「ちょっと待ってね」の声あり）はい、吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 確認だけ取ってください。

この40号の提案理由、下の、14ページね、美里町スイミングセンターの関係ですけれども、センターの25メートルプールのコースを団体貸切り使用する場合は使用料を見直したい、使用料を見直したいよね。使用条件を見直すんじゃなくて、使用料なの。使用料200円・200円で、ただ使用する団体の人の条件が変わっているんだよね、定期券を所持している場合が今までそうだったんだけど、今度は普通券でも回数券でも定期券でもいいですよ、ただどうなんでしょう、200円・200円は変わっていないんだけど。ちょっとそのところ。

○委員長（村松秀雄君） 料金について変わっていないのに、理由に使用料の見直しという文言が入っているというはどういうことかということでございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今お話ありましたように、この予算の中身も変わっておりますが、あともう一つですね、34ページの資料の新旧対照表のほうで、1,000円という部分が削除ということで、200円に一本化になっているといいますか、その部分を含めて使用料というふうに今回提案理由に、示させていただいたというところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 資料34ページの現行ですね、左部分の一番下、上記以外の場合1コース1時間が1,000円ということが、使用料の条件が変わって、なおかつ使用料この1,000円が外れて1コース1時間当たり200円になったと、ですのでこの1,000円がなくなったということの改定ということですね、と捉えてよろしいということです。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 1,000円は、確かに上記以外の場合1時間1コース1,000円というのはもうないですよということに、このままだとなるんだけど、ただどうなんでしょう。資料の33ページの概要の欄を見ると、下から2段目からいうと、個人使用の普通券、回数券、定期券にかかる使用料を納付していることを条件とする改正を行うんだよね。だから、該当する、ここでは条件という、その対象者の、何券を持っているかということの条件が変わるんだよね、使用料はここでは変わらないんだ、ただ使用料1,000円を取りやめたということなんだろうけれども。だから、資料と議案書の14ページ、ただこれだけだと、議案書の表し方だと25メートルプールのコースを団体貸切り使用する場合は使用料を見直したいだけなんだよね。だから、この表し方で整合性が取れるのかなと。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） この別表そのものが使用料の規定になっておりますので、この別表を改める場合、使用料の改正というふうに捉えているところでございます。

○委員長（村松秀雄君） 別表変えるのも、別表に使用料入っているから使用料というくくりで変えたということね。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これ、使用する人の条件も変わるんですね、使用料が25メートルプールの1コースの1時間は金額は変わらない、ただその部分の条件が変わる、でしょう。今までは定期券のみだったんでしょう、それを今度普通券から何からでもいいよということにしたんでしょう。条件の変更、料金のことだけじゃないんじゃないの。だから、この提案理由がこのままでよろしいんですかということなの。それで十二分に対応できるんですかと。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 先ほどお話ししました34ページの新旧対照表の1,000円の部分が上記以外の場合ということで、この上記以外が今回右の統合した中の普通券であったり、回数券であったりという部分でありますので、この部分も含めて変わっている、1,000円が200円になっていますよということでございます。

○委員長（村松秀雄君） ということです。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） いやだから、これまだ可決したわけじゃないから、まず現行からいうと、要するに今まで普通券とか回数券を持っていた人たちは1,000円取られていましたと、だからそれを今度一律どういう券を使用しようとも200円ですよということに変えるということは分かるんです。ただそれを、単に団体貸切り使用する場合の使用料を見直したいだけの一言で、それでいいのかなというのが私のクエスチョンだったのさ。だからそれで何も問題ありませんというのであれば、それでいい。提案者側では何も問題ありませんというふうに思っているのであれば、まずね、ただちょっと本当に説明の仕方もあるでしょうけれども、この議案書の説明で本当にいいのかなという疑念だけです。

○委員長（村松秀雄君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

---

午前11時07分 再開

○委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

よろしいでしょうか、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） いろいろ協議をさせていただきまして、大きい意味で第10条が使用料ということで、全般的に使用料の見直しなんではございますけれども、理由につきましては、何でこう変えたいのという理由でございますので、ここのところをですね、お話ありました部

分を、使用料等というふうに変えさせていただく方向で、等には条件と同時に使用料も変わります、等ということで訂正をさせていただく方向で、資料編のほうも同じような文言でございますので、議案書と資料を差し替えという方向でお願いしたいなというふうに考えてございます。

○委員長（村松秀雄君） 理由の中の使用料を使用料等と、条件含む等ということで、変更したいという旨ありましたが、これ議案、資料ともにでございます、いかがでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） そうすると、この議案書のほうを、等を追記するという事なんですね。ただ、等の話は先ほどもちらつとは出ていましたけれども、等ということについてはきちっと説明は当然するわけですね。今回の場合は条件しかないと思うだけけれども、それ以外のことが等にしたほうがいいということの解釈に至る何かがあるの、その条件以外というのは。そうでなければ、はっきりと使用条件としたほうがいいのではないかと今思うんでね、等というとか何か曖昧とかにならないかなと、ただあくまで執行側としては等にしたということでしょうけれども、いかがでしょう。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 今の部分ですけど、1,000円の部分を削除してありますので、使用料のところも当然あるということです。

○委員（吉田眞悦君） だから、使用料及び条件を見直ししたいということにならないのと、等で皆それも収めるということなんですねということ。

○総務課長（佐藤俊幸君） はい。

○委員長（村松秀雄君） 等という文字でカバーするということでございますが。それで修正よろしいでしょうか。（「それでしたいと言うんだからね」の声あり）

では、総務課長のほうから、使用料を使用料等ということで、議案のほうだけ直すということでもよろしいですか。（「両方」の声あり）両方ですね、資料の33ページのほうもね。（「委員長いいですか」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 等なら等で、それはそれとして、ただここ議運だから、やっぱり議会運営の関係ですので、説明するときにきちっと提案理由の説明おいおい恐らく担当課長のもあるんでしょから、ただそのときに皆さんきちっと理解できるように説明をして、それで等ということに変わるということをちゃんとお知らせしたほうがいいと思いますので。

○委員長（村松秀雄君） 訂正は訂正で等で構わないが、課長詳細説明のときはその辺を詳しく入れて説明をさせていただきたいということでございます。



総務課長、それでよろしいですか。

○総務課長（佐藤俊幸君） 承知いたしました。

○委員長（村松秀雄君） では、修正のタイミングは先ほどの修正もありましたので、2日目に、これは差し替えですか、修正テープですか。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） こちらも、議案書も資料編のほうもページの差し替えという形でお願いをしたいと思っています。

○委員長（村松秀雄君） それでは、修正の方法はページ差し替えということで、資料もですね、33ページもね、こちら差し替えということでお願いをいたします。

ほか、ありますでしょうか。（「休憩」の声あり）

休憩します。

午前11時12分 休憩

---

午前11時15分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

議案第40号の字句の修正につきましては、理由下段のほうの使用料の後に等を入れ、また資料のほう33ページにつきましては理由の一番下、使用料の後に等、概要の2の1行目の最後のほう使用料等の改正ということで修正をし、どちらも2日目の朝、ページ差し替えをいたします。それでよろしいですね。（「はい」の声あり）はい、分かりました。

なければ、次、参ります。議案第41号一般会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本会議につきましては、よろしく御指導お願いしたいと思います。

私のほうからは、補正予算案7件につきまして説明させていただきます。座って説明させていただきます。

最初に、議案第41号令和3年度美里町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては15ページから、資料編につきましては35ページからとなります。

最初に、議案書の16ページお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,663万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,806万8,000円といたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに歳出でございます。

議案書の35ページ、36ページお開き願います。35、36です。

1 款議会費で210万7,000円減額いたしました。1 項議会費の議会費で旅費210万7,000円減額いたしました。

2 款総務費に878万4,000円追加いたしました。1 項総務管理費の情報システム費にネットワーク設定業務委託料330万円、次のページ、37ページ、38ページお開き願います、諸費に定住促進補助金630万円、新型コロナウイルス感染症対策費に防災備蓄倉庫設置業務委託料143万3,000円、それぞれ追加いたしました。

3 款民生費に1 億9,242万6,000円追加いたしました。

次のページ、39ページ、40ページ、お願いいたします。

1 項社会福祉費の障害者及び障害児福祉費に自立支援医療給付費国庫負担金精算返還金468万3,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金304万8,000円、障害者自立支援給付費県負担金精算返還金152万4,000円、補装具費支給費158万5,000円、それぞれ追加いたしました。

次のページ、41ページ、42ページお願いいたします。

2 項児童福祉費の児童措置費に児童手当システム改修業務委託料198万円、児童手当負担金精算返還金346万2,000円、それぞれ追加し、次のページ、43、44ページお願いいたします、新型コロナウイルス感染症対策費に新規に子育て世帯への臨時特別給付金事業を設け、子育て世帯への臨時特別給付金1 億6,770万円追加いたしました。

4 款衛生費に1,682万5,000円追加いたしました。1 項保健衛生費の保健衛生総務費で大崎市民病院救命救急センター運営費負担金109万5,000円減額し、次のページお願いいたします、45、46ページです、健康増進費に健康管理システム改修業務委託料220万円、新型コロナウイルス感染症対策費に予防接種業務委託料1,244万3,000円、それぞれ追加いたしました。

6 款農林水産業費に113万9,000円追加いたしました。

次のページ、47ページ、48ページお願いいたします。

1 項農業費の畜産業費に肉用繁殖牛導入等資金貸付基金積立金159万6,000円追加いたしました。

次のページ、49ページ、50ページお願いいたします。

7 款商工費で150万円減額いたしました。1 項商工費の観光物産費で産業振興催事開催支援事業150万円減額いたしました。

8 款土木費に1,021万4,000円追加いたしました。2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費

に道路維持管理業務委託料500万円、排水路清掃業務委託料300万円、それぞれ追加いたしました。4項都市計画費の公園費に公園施設改修工事請負費121万円追加いたしました。

続いて次のページ、51ページ、52ページお願いいたします。

9款消防費で60万円減額いたしました。1項消防費の災害対策費で戸別受信機設置補助金60万円減額いたしました。

10款教育費に1,145万6,000円追加いたしました。

次のページ、53ページ、54ページお願いいたします。

3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策費に新規に中学校ICT環境整備事業を設け、遠隔学習用機器購入費496万7,000円追加いたしました。5項社会教育費の文化財保護費に山前遺跡石積補修工事請負費121万円追加いたしました。

次のページお願いします、55、56ページです。

6項保健体育費の体育施設費でテニスコート改修工事請負費233万2,000円減額し、学校給食費に消毒保管庫購入費132万円追加いたしました。

次に歳入についてでございます。

29ページ、30ページまでお戻りください。29、30ページです。

1款町税で3,417万8,000円減額いたしました。2項固定資産税の固定資産税で固定資産税現年課税分3,448万1,000円減額いたしました。5項都市計画税の都市計画税で都市計画税現年課税分316万5,000円減額いたしました。

14款国庫支出金に2億185万3,000円追加いたしました。2項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金549万5,000円、マイナポイント事業費補助金137万5,000円、民生費国庫補助金に子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金1億6,952万6,000円、子ども・子育て支援事業補助金198万円、次のページお願いいたします、31ページ、32ページです、子ども・子育て支援交付金342万9,000円、衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金312万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金1,244万3,000円、それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に426万6,000円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金に子ども・子育て支援交付金342万9,000円追加いたしました。

18款繰入金で2,822万4,000円減額いたしました。1項特別会計繰入金の後期高齢者医療特別会計繰入金に154万3,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で1,519万6,000円、合併振興基金繰入金で1,450万円、それぞれ減額いたしました。

続いて、33ページ、34ページでございます。

19款繰越金に5,056万2,000円追加いたしました。1項繰越金に5,056万2,000円追加いたしました。

20款諸収入に105万8,000円追加いたしました。3項貸付金元利収入の農林水産業費貸付金収入に肉用繁殖牛導入等資金貸付金収入（現年度分）100万円追加いたしました。

21款町債に4,130万円追加いたしました。1項町債の民生債で社会福祉施設整備事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）3,320万円減額し、過疎対策事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）3,560万円追加、土木債で地方道路等整備事業債（町道整備事業）360万円減額し、過疎対策事業債（町道整備事業）400万円追加、総務債に過疎対策事業債（公共交通確保維持事業）1,150万円、衛生債に過疎対策事業債（病院施設運営支援事業）2,700万円、それぞれ追加いたしました。

21ページ、22ページにお戻り願います。21、22でございます。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、機械警備業務委託料（本庁舎等）をはじめ、32件についてそれぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続いて、24ページお聞き願います。24ページです。

予算本文第3条、地方債の補正につきましては、過疎対策事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）をはじめ4件について追加し、社会福祉施設整備事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）をはじめ2件について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

一般会計補正予算についての説明でございます。これについて、何かございますでしょうか。

（「委員長」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 56ページなんですけれども、体育施設費の南郷テニスコート、これ今年度やらないということですよ。恐らく過疎債等を利用して今後につなげたいという変更だと思っておりますけれども、これ一応総務、産業、建設の予算の現地調査の中でも確認してきた場所なので、提案理由の説明するときに考え方の変更にこういうわけになりましたということきちっとやはり言うべきだと思うんでね、そこのところちょっと検討をお願いしたいと。

○委員長（村松秀雄君） 南郷テニスコートの改修工事の減額について。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） テニスコートの改修工事請負費の件につきましては、当日町長

の口述に追加させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 町長口述で説明を入れるということでございます。ほか、ございますでしょうか。

では、なければ、議案第42号の国民健康保険特別会計に入ります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第42号令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては57ページから、資料編につきましては38ページとなります。

最初に、議案書58ページお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,975万1,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに歳出でございます。

議案書の71ページ、72ページ、お開き願います。71、72です。

1款総務費で61万2,000円減額いたしました。2項賦課徴収費で郵便料24万5,000円、本算定異動処理関係電算業務委託料31万2,000円、それぞれ減額いたしました。

2款保険給付費に220万5,000円追加いたしました。1項療養諸費の審査支払手数料に審査報酬・審査支払委託料10万4,000円追加いたしました。4項出産育児諸費の出産育児一時金に210万円追加いたしました。

8款諸支出金に53万円追加いたしました。2項操出金の他会計操出金に一般会計操出金53万円追加いたしました。

次に歳入でございます。

67ページ、68ページにお戻り願います。

1款国民健康保険税に968万円追加いたしました。1項国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税に医療給付費分現年課税分1,177万3,000円、後期高齢者支援金分現年課税分408万円、それぞれ追加し、介護納付金分現年課税分で183万1,000円、医療給付費分滞納繰越分289万7,000円、それぞれ減額いたしました。

3款県支出金に10万4,000円追加いたしました。1項県補助金の保険給付費等交付金に普通交付金10万4,000円追加いたしました。

5款繰入金で3,345万2,000円減額いたしました。1項他会計繰入金の一般会計繰入金に出産育児一時金繰入金140万円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で3,424万

円減額いたしました。

次のページ、69ページ、70ページ、お願いします。

6款繰越金に2,579万1,000円追加いたしました。1項繰越金の繰越金に2,579万1,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。国民健康保険特別会計について何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）ないようでございますので、次参ります。

次は、議案第43号後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第43号令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては73ページから、資料編につきましては39ページでございます。

最初に議案書の74ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億831万6,000円といたしました。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに歳出でございます。

議案書の85ページ、86ページ、お開き願います。

4款諸支出金に154万4,000円追加いたしました。1項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金154万4,000円を追加いたしました。

次に歳入についてでございます。

前のページ、83ページ、84ページ、お願いたします。

3款繰入金に1,000円追加いたしました。1項一般会計繰入金の事務費繰入金に1,000円追加いたしました。

4款繰越金に154万3,000円追加いたしました。1項繰越金に154万3,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。これについては、何かございますでしょうか。はい、ないようでございます。

では、次に参ります。議案第44号介護保険特別会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第44号令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては87ページから、資料編につきましては40ページでございます。

最初に議案書の89ページ、お開き願います。

予算本文第1条、債務負担行為につきまして、ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業について、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） これについては、ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業の債務負担行為が341万5,000円が出ております。これについて、いかがでしょうか。（「ありません」の声あり）はい、ないようでございます。

それでは次、議案第45号水道事業会計補正予算に入ります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第45号令和3年度美里町水道事業会計補正予算（第6号）についてでございます。

議案書につきましては90ページから、資料編につきましては41ページとなります。

初めに、第2条、予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。

議案書の93ページ、94ページ、お開き願います。93、94です。

1款水道事業費用に710万3,000円追加いたしました。1項営業費用の2目配水及び給水費の修繕費に710万3,000円追加いたしました。これにより、収益的支出合計を8億3,948万6,000円といたしました。

次に、91ページにお戻り願います。91ページです。

次に、第3条、債務負担行為につきましては、機械警備業務委託料（梅ノ木取水場をはじめ4件）について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） 水道事業会計補正予算について説明がありました。これについて、何かありますでしょうか。（「ありません」の声あり）ないということです。じゃあ、次参ります。

議案第46号病院事業会計補正予算について、お願いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第46号令和3年度美里町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書につきましては95ページから、資料編につきましては42ページでございます。

議案書の96ページ、お開き願います。96ページです。

第2条、予算第11条に定めた債務負担行為につきまして、医療事務業務委託料をはじめ3件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 病院事業会計補正予算の債務負担行為3件についてでありました。これについて何かございますでしょうか。

ないようでございますので、議案第47号下水道事業会計補正予算についてお願いいたします。  
企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第47号令和3年度美里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書につきましては97ページから、資料編につきましては43ページでございます。

議案書の98ページ、お開き願います。

第2条、予算第5条に定めた債務負担行為につきまして、口座振替等システム保守業務委託料をはじめ4件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 下水道事業会計補正予算については、債務負担行為4件についてでございます。これについて何かございますでしょうか。

なければ、議案48号に参ります。美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案第48号美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

こちら、資料編のほうは44ページ、議案書は99ページでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行され、南郷地域が一部過疎に該当したことから持続可能な地域社会の構築に取り組むため、同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、当日企画財政課長から御説明をいたします。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 48号について何かございますでしょうか。計画策定についての説明はこの間しましたけれども。細部にわたっては先の全協のときもありましたけれども、なお細部については質疑をお願いをしたいと思います。字句等についてはこの間と同じですね、直したやつとね。企画財政課長。



○企画財政課長（佐野 仁君） 一部、表現に対して追加させていただいたところがございます。  
議案書の110ページの（3）美里町の行財政の状況でございます。こちらのアの行財政の現況と  
動向のところ、5行目でございます。令和元年度の歳入は、113.6億となっているんですけれ  
ども、そこ6億、円が抜けていましたので、円を足らせていただいております。

○委員長（村松秀雄君） この間の指摘された修正をした部分でございます。113.6億円、円を入  
れましたということです。

○企画財政課長（佐野 仁君） あとですね、132ページの（3）事業計画の表の中で、3行目に  
活き生きセンター施設管理というのが前回の全員協議会の説明の中では抜けておりましたので、  
今後活き生きセンターにつきましても施設改修が見込まれることから、この部分を足させてい  
ただいております。

○委員長（村松秀雄君） 2か所ですね、じゃあ。あとはいいんですね。追加の部分が、円と、  
活き生きセンター施設管理という部分でございます。ほか、ございますでしょうか。（「なし」  
の声あり）

なければ次、議案第49号大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてござい  
ます。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案第49号でございます。

議案書は145ページ、資料編は45ページを御覧ください。

大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてでございます。

提案理由につきましては、平成22年10月に大崎市を中心としてその圏域である美里町、涌谷  
町、加美町及び色麻町の4町がそれぞれ大崎市との定住自立圏の形成に関する協定を締結し、  
定住自立圏の形成に向けた取組を行って参りました。その実施計画となる大崎定住自立圏共生  
ビジョンが令和4年3月で計画期間を終了し新たに策定されることとなることから、協定の内  
容についても変更することとなったものであります。

詳細につきましては、まちづくり推進課長から当日御説明を申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。令和3年度で終わるということで、新たな計  
画がまた進むということによる協定の変更ということです。これについて何かございますでし  
ょうか。（「ちょっと、休憩」の声あり）

休憩します。

午前11時47分 休憩

---

午前11時50分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をします。

ほかございませんでしょうか。なければ、これで議案の説明については終了したいと思います。

引き続き、一般質問の発言順序5名について行いますので、執行部の皆さんに退席いただいてから始めたいと思います。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

では副委員長、用意をお願いします。

では、一般質問の発言順序について入ります。今回5名の方から出されておりますので、抽選につきましては副委員長、よろしくお願い申し上げます。事務局については、準備をお願いいたします。

それでは局長の点呼につながって、お願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） それでは提出順にこれから抽選いたします。副委員長、まずは1番柳田政喜議員からです。

柳田政喜議員、4番です。

続きまして、福田淑子議員です。5番です。

続いて、手島牧世議員です。2番です。

続いて、平吹俊雄議員です。3番です。

そうしますと引き続き、村松秀雄議員は1番です。

○委員長（村松秀雄君） 一般質問の発言順序につきましては、1番村松議員、2番手島議員、3番目が平吹議員、4番が柳田議員、5番が福田議員。よろしくお願い申し上げます。

では、あと事務局から印刷をして配付させます。

次に、3）会議の期間及び議事日程に入ります。

会議の期間につきましては、12月14日火曜日から12月16日木曜日までの3日間としております。議事日程につきましては別紙のとおりでございますが、事務局長のほうから会議の流れについて補足説明をお願いいたします。

○事務局長（今野正祐君） それでは、今一般質問の質問順番決まりましたが、おおむね14日と15日が一般質問になろうかと思っておりますけれども、人数的なものを議運のほうで確認していただければと、1つの目安で構いませんので、お願いします。ただ御留意いただきたいのは、1日

目12月14日なんです、1日目の会議終了後全員協議会、こちらの申入れが来ております。あまり遅くなりますと、全員協議会の始まりが遅くなるということがありますし、2日目の12月15日なんです、こちらはもう会議終了後議会運営委員会、もう1回追加議案の関係で開いていただく必要がございます。こちらであんまり遅くなるとなというところがありまして、ここで14日、15日の一般質問の大体の目安で構わないんですけども、人数割、その辺のところ御協議いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 局長のほうから、14日に全員協議会、15日に追加議案の議会運営委員会があるということで、これについて一般質問の1日の人数の割り振りを考慮していただきたいということでございます。ということで、3日間ということでお願いしておりますので、初日が一般質問3人、2日目が2人、そして議案に入って、残りが最終日という形になろうかと思いますが、そのような一般質問の段取りでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、分かりました。じゃあ、初日が3人と全協、2日目が2人ということで、お願いをしたいと思っております。よろしいですか。

会議については3日間ということでよろしいですね。じゃあ、会議の議案及び議事日程についてはそれまでといたします。

4番目のその他でございます。事務局からお願いします。

○事務局長（今野正祐君） まず1つは、傍聴の関係を今日確認をしていただきたいと思っております。これまでコロナウイルスの関係もございまして、3分の1、10名ということで制限してまいりました。12月会議に当たってなんです、このまま継続してよろしいか、その辺のところ議運のほうで確認していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 12月会議の傍聴の取扱いでございます。これについて局長のほうから、従来ですと10名ということなので、人数制限をさせていただいております。12月会議、いかがいたしましょうか。（「いいんじゃないですか」「同じで」の声あり）まだ宮城県内はちょっと落ち着いておりますが、安全を考慮して従来どおりの傍聴者10名までということで規制を行って傍聴していただくということでよろしいですね。（「はい」の声あり）確認をさせていただきました。

ほか、ございませんか。

ほかもう一つですね。議運で南郷高校の跡地利用について、教育委員会、町のほうから、町長名と教育委員会名、あと同窓会会長名で、跡地利用のお願いしたいということで出ておりました。議会のほうもぜひ歴史ある南郷高校が閉じられるわけでございますが、その跡地利用を

していただきたいという知事への意見書を99条に従って出したいと思います。この文言を読んでいただいて、表現がおかしいとか何かもうちょっと加えたらいいんじゃないかという部分を御協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後0時23分 再開

○委員長（村松秀雄君） では今言ったところをもう一度文言整理しまして、次の議運でお願いしたいと思います。

ほかなければ、いいですか局長、ないですね。（「はい」の声あり）ほかなければ、終わりにしたいと思います。

副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 本日は大変御苦労さまでございます。今年も早いもので、あと今日含めて23日なのかな、本当に今年もコロナでの影響によりましていろいろと事業が縮小されましたけれども、ここに来て大分収束したというふうなことでございます。来年はとら年ということでございますので、このコロナを虎で撃退していただいて、安心して生活ができるような社会が来ればなと願っているところでございます。

また、任期は来年の2月4日までということでございますが、その前に改選の選挙があります。再度同僚議員が選挙に出た場合は全員が当選なることを期待したいと思っております。

そういうことで、私として4年間副委員長として全うしてきました。これも各委員の御協力の賜物とこう思っております。改めて、御礼と感謝申し上げます。

そういうことで、来年はよい年でありまして、そしてコロナも収束することを願ひまして、本日はこれで終わりたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

○委員長（村松秀雄君） お疲れさまでした。

午後0時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年12月9日

委員長